

あじさい支援だより 第4号 2013



長崎県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体



公益社団法人 長崎犯罪被害者支援センター



支援者に求められる姿勢とは

長崎犯罪被害者支援センター正会員

(長崎県 長崎こども・女性・障害者支援センター 所長)

大塚 俊弘

犯罪、事故、災害などのトラウマ体験をすると、人間には様々な心の反応が生じます。代表的なものとしては、不安・緊張、不眠、抑うつ、幸福感の喪失などがありますが、案外知られていないのが、社会活動能力の低下と対人関係困難です。元気にはつらつと出来なくなったり、人と上手くつきあえなくなり孤立したりして、一見、やる気がない人、性格的に変わった人のように思えたりしますが、これは、トラウマ体験という“異常事態に対する正常な反応”で、誰にでも起こりうることです。危険な事態に遭遇すると、人間の脳の中では、交感神経を亢進させ逃げたり戦ったりできる状態にする脳内ホルモン『ノルアドレナリン』や、痛みや辛さを和らげる脳内麻薬物質『エンドルフィン』といった物質が分泌され、その結果、私たちは危険から逃れたり耐えたりできるわけですが、危険が去った後もしばらくの間、このような“脳の戦闘モード・警戒モード”が続きます。そのため、警戒心が強く、非協力的だったり、過度に攻撃的になったりするわけです。

このような知識がないままトラウマ体験者の支援に携わると、「せっかく手伝ってるのに、どうしてこの人は協力していないの!」といった陰性感情が芽生え、結果としてトラウマ体験者を傷つけるような言動をしてしまうことになるので気をつけておいてください。トラウマ体験者が抱える“痛み”は極めて人間的なもので、それぞれ個性がありますので、支援者が良かれと思って提供する支援が“望まない支援の押し売り”になることも多いので注意を要します。トラウマ体験者の考えや思いに解釈や判断をせずに「私が何をすればあなたの役にたつのでしょうか?」と率直に問いかける姿勢『判断を交えない態度 (non-judgemental attitude)』に徹することが大切です。

また、社会からどのような目をもって迎えられるかはトラウマ体験者の回復過程に大きな影響をおよぼすことも知っておいてください。私たちの社会の中には「誠実で善良に努力をしていれば不幸な目には遭わないはず」という『安全神話』が根付いています。そのため理不尽な体験をした人に対して「そのような目に遭うのは本人に落ち度があったに違いない」と考えがちになるのです。特に犯罪被害の場合は、「そんな場所に立ち入ったから」、「そんな人と付き合うから」、「スキがあったから」、「しっかり用心しておかないから」など、謂われのない非難が被害者に浴びせられ、再度のトラウマを与えることも多いので、支援に携わる人は、自らのがそのような言動をとらないというだけでなく、周囲の人たちにこのような正しい知識を積極的に伝えることが重要な役割となってきます。

正しい知識と情報を持つこと、これが被害者支援活動には必要です。

相談専用電話

これくらいの被害と一人ではまんしていませんか。
傷害事件・性被害・交通事故等による不安や悩みをお聞かせ下さい。

(095)-820-4977

毎週月曜日～金曜日・第2土曜日

10:00～16:00(年末年始、祝祭日除く)



面接相談 電話相談のうえ予約が必要。弁護士・臨床心理士の専門相談も行います。

直接支援 希望に応じて、警察・裁判所・病院・関係機関等への付き添い等も行います。
付き添い支援の際、支援員の交通費等は当センターで負担します。

秘密厳守・相談料無料

●●●●● 犯罪被害者等支援特別講演会 ●●●●●

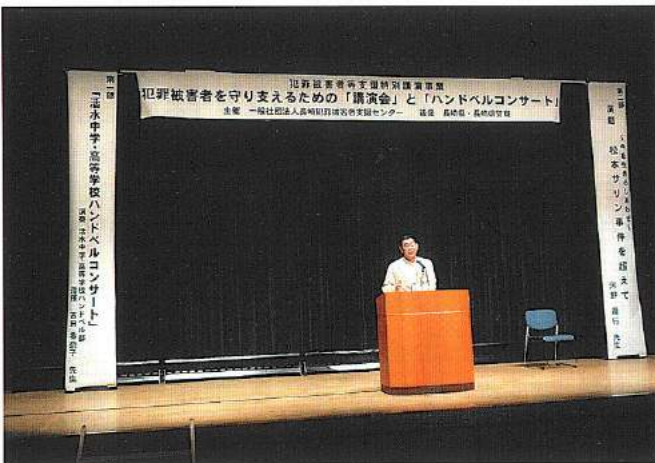
犯罪被害者等を守り支えるための「講演会」と「ハンドベルコンサート」

～被害者も加害者もない社会の実現のために～

9月9日(日) 長崎市築町の「メルカつきまちプラザホール」で、「活水中学・高等学校ハンドベル部」と松本サリン事件被害者「河野義行氏」をお招きして、犯罪被害者等特別講演会を開催しました。

第1部では、活水高等学校吉田香奈子先生指揮、活水中学・高等学校ハンドベル部14名による「アメージング・グレイス」など4曲が演奏され、参加者は、ハンドベルの澄み切った爽やかな演奏に心が洗われたようでした。

第2部では、「今を生きるしあわせ～松本サリン事件を超えて」と題して河野義行氏による講演が行われ、河野氏の前向きな考え方や生き方に対し来場者全員が感銘を受け、大変有意義な講演会でした。

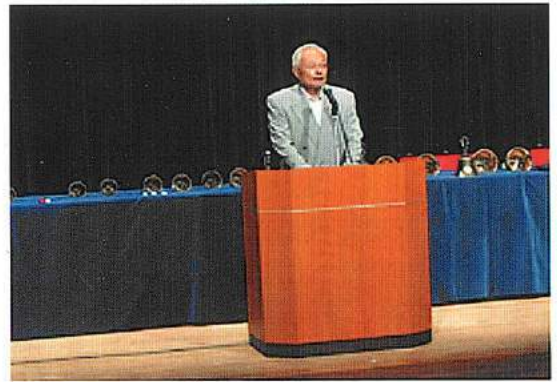


〈河野義行氏の講演〉



〈活水中・高校ハンドベルコンサート〉

- ■ ■ ■ ■ プログラム ■ ■ ■ ■ ■
- 1 開会
 - 2 主催者あいさつ 塩飽志郎長崎犯罪被害者支援センター理事長
 - 3 来賓祝辞 福田壽二長崎県交通・地域安全課長
 蒔田 豊 長崎県警察本部犯罪被害者支援室長
 - 4 講演 第1部 ハンドベルコンサート
 活水中学・高等学校ハンドベル部
 第2部 河野 義行 氏講演
 - 5 閉会



〈主催者あいさつ〉



〈来賓祝辞〉



〈来賓祝辞〉

河野義行氏 講演要旨

○ 現 況

松本サリン事件以来約20年たった現在、「今度は自分のために残された時間を生きても良いのではないかと考え、鹿児島県の離島に移り住んでおり、できれば近いうちに講演なども止めてしまって、島で思う存分スローライフを満喫したいと考えている。

○ 犯罪被害者について

犯罪被害者とは、「犯罪によって被害を受けた人と家族」という規定であり、被害者、加害者は警察が認定をするが、犯罪により殺されたとしても警察が自殺と判断するとその人は被害者にはならない。また、変死体があっても警察で自殺、他殺の結論が出ないとその人は犯罪被害者には認定されない。警察といえども確信がなければ結論は出せない。更に、警察が被害者を加害者扱いにすることもあり、私は松本サリン事件の被害者であったが、最初は犯人に疑われる存在であった。被害者は、最初は犯人ではないかと疑われその後外れて行くという状況にあり、警察はその人がやっていないという確証がない限り捜査対象から外せず、被害者を加害者扱いにしてしまうという危ない面もある。警察はその人がやったかやらなかったかを判断しなければならない機関であり、私の場合は1年間疑いが続いた。

○ 犯罪被害者になったときどんな事が起こるのか

まず経済的な苦しみが挙げられるが、私の場合は、事件後休職しそのうえ家族4人が入院したため、高額の医療費負担に苦しんだ。その後妻が身体障害者認定を受け、妻の医療費の自己負担はなくなったが、身体障害者1種1級というのは言い換えれば「もう治りませんよ」という宣告と一緒にあり、とても辛い思いをした。次に症状への不安で、自分が治るのか治らないのかわからずとても悩んだ。当時サリンの臨床例がなく、治療法等何もわからない状況で治療方針すら立てられず不安でたまらなかった。

○ 妻の入院等について

病院では、入院が3ヶ月になると病院から出されることになり、今度は「重度身障者施設」に収容となるが、当時長野県では施設が少なく、「5年待たなければならぬ」といわれた。そのような時期に、マスコミからは私が「別件で逮捕される」との情報が世間に流され、私は根も葉もないことなので逮捕されることはないとの自信があったが、仮に、私が別件で逮捕された場合世間では「河野がサリン事件で捕まった、やはり犯人だった」ということになってしまう。そうすると、妻は殺人者の妻というレッテルを貼られ、殺人者の妻を受け入れてくれる施設・病院はなく、例えば別件であっても自分が逮捕されると意識不明の妻の居場所がなくなってしまう。私には松本サリン事件の中でその事が一番辛くて一番厳しかったし、自分ではどうすることも出来ないことであった。私は当時の松本市長に、今の自分が置かれている状況と妻の状況等の窮状を「嘆願書」に書いて送り、「何とか助けてもらいたい」と訴えた。世間からの批判がある中で市長は、「河野さんの疑惑と奥さんの人権は別のものだ」と言って、対応してくれたことから病院の対応が一変し、「奥さんの行き場所が決まるまで病院にいつまでも居て下さい」と言われ、妻の収容先についての心配がなくなった。この時のことは、本当に「救われた」と感謝している。

○ 嫌がらせについて

私が犯人のように報道されると即世間が反応し、世間では「何人も人を殺したそんな悪いやつはゆるさんぞ」という者が必ず出てくる。仮に私が犯人であったとしても「裁判所が私に罰を与える」これがルール・法律であるが、世の中はルールどおりには行かないというのが現実である。報道が「この人は怪しい」と報道しただけで犯人と決めつけ制裁を加えてくる。私の自宅には、無言電話や嫌がらせ電話が膨大な数架かってきており、脅迫めいた嫌がらせの手紙も膨大な数だけ郵送されてきていた。私達は、たとえ嫌がらせの電話であっても真摯にきちんと対応し、家族皆で逃げなかった。脅迫も毎日相当数届いており、私は住所と名前が書いてある手紙には全て返事を書いて送ったが、送った手紙は届け先不明で全部戻ってきた。私は、「その人達は正義感でそのようなことをした」とはじめは思っていたが、「そうではない」「その人達は事件そのものを楽しんでいるだけだ」ということに気付いた。

○ 家族のまとまりについて

そんな中で、子供たちをどうまとめたかということ、「まず逃げないということ」、「もう一つは思いをチェンジすること・思いを少し高い位置にもって行くこと」であった。心の位置を高く持つこと、つまり「人から何を言われても許してやるという気持で接するよう」心の位置を高くした。そして、家族皆でそのように生きていこうと決めた。1回逃げればずっと逃げ続けなければならない、だから踏ん張った。

○ 子供たちについて

当時私は殺人者というレッテルを貼られていて、私の子供は殺人者の子供ということで「学校でもいじめを受けているだろう」と思っていたし、「いじめを苦にして自殺でもされたらどうしよう」と心配もしていたが実際にはいじめは全くなかった。3人の子供たちのそれぞれの学校で、校長先生以下先生達が「この子達とどう接するか」ということを真剣に話し合ってくれ、その結論が、「特別なことはしない」「普段どおり接して行く」ということで対応してくれ、このことが子供たちには居心地が良かった。「子供たちは曲がってしまうのかな」と思いましたが、3人の子供たちはそれぞれ大学を終え社会に巣立っているが、こういう生活が送れるということは、当時の学校の先生達の適切な対応があったからであり、色々な人達が私達を支えてくれたお陰で私達親子は普通の生活を送ることが出来たんだと思っている。

○ 容疑者から被害者への転換について

1年後の3月20日、東京地下鉄サリン事件が発生したが、警察は松本サリン事件はあくまでも河野がやっていないとの裏付けが取れるまで、私を容疑者から外せず地下鉄サリン事件が起こった後も私の周辺捜査はまだ行われていた。6月に入りオウム信者から、「松本サリン事件も自分達がした」という供述を取り、やっと警察は私を捜査の対象から外した。私

は、警察に対し、「私ではないとわかった際にはきちんと説明」をしてくれるよう申し入れをしていたところから、6月12日警察の刑事部長が記者会見を開いて「河野氏はサリン事件には全く関与していない」「犯罪の被害者である」と明言したため、私はやっと1年かかって犯罪被害者の仲間入りをした。

○ 被害者となった後の対処について

それ以後「妻の回復」にシフトを変え「妻のために何でもしよう」と考え、「妻の意識が戻った際に対応できるように」と思い妻に接した。病室に行った際は妻に、「ただいま」と言って語りかけ、今日の出来事や子供たちのことを普通の会話のようにして話して聞かせた。意識不明であっても脳は働いているといわれており、「必ず意識が戻る」と信じて、意識を取り戻した際に空白ができないようにするために話しをして聞かせていた。人の聴覚は最後まで作動している器官と言われており、私の話が聞こえているはずであるから喋って妻に情報を入れておくことを続けた。また妻は動くことも喋ることもできない状態であり、そのことで「皆に迷惑をかけている」という気持ちを持たせないために「皆に迷惑をかけていると思うのは間違いだ」「あなたが寝ているだけで子供たちは勇気と元気をもらっているし、私もそうなんだ」「あなたは大きな仕事をしている」「大黒柱をやっているんだよ」と毎回毎回喋り続けた。だから14年間生きてくれたと思っているし、自分が家族に迷惑をかけていると思ったら妻は生きられなかったと思う。妻は、「家族は自分を頼っている」とわかっていたから生きられたと思っている。「人というのは、どういう状況であっても『生きよう』という思いがあったら生きていける」ということを、妻は教えてくれた。

○ 損害賠償について

今の日本では、犯罪被害にあった場合加害者がわかれば「民事訴訟を起こして被害の賠償の支払いを受けなさい」という制度になっている。そうするには被害者が「自分がその人から犯罪により被害を受け損害を被った」との立証をしなければならずその立証は難しい。最近損害賠償命令制度という制度ができ、刑事裁判で立証されたことでそれに基づいて民事の立証ができるようになったが、それでも被害者に対する十分な措置ではない。たとえ民事裁判で勝訴し支払い命令が出たとしても、相手に支払い能力がない場合お金は入ってこない。一般的には訴訟の費用も相手が損害賠償金と一緒に支払うことになるが、相手が能力がなく支払うことができないために、賠償金は入らない上に訴訟費用も抱え込まなければならない羽目になってしまう。これが現実であり、このようなことにならないようにするためには、犯罪被害補償制度等を作り基金を募って被害者を救済するようにしなければならない時期になって来ていると思う。民事訴訟で勝訴した被害者に基金から賠償金を支払うようにすることも考えなければいけないかと思う。犯罪被害者給付金制度もだいぶ増額はされているが、この制度は犯罪が限定されておりそれ以外は出ないため、ほとんどの被害者に支払うような制度が必要であり、作らなければならないと思う。

○ 妻に対する対処の切り替えについて

平成20年6月主治医から「流動食等の食物を身体の中に入れるのは無理だ」「点滴に切り替えるがもって90日だ」との死の宣告を受けた。それまで私は、妻に「治ったらどうどう過ごそうか」などと話し続けていたが、それ以降、妻に対して喋る言葉の内容を変えた。それは送るための言葉で、妻が死んで行くとき後を引かないようにするために、妻には、「3人の子供は大学を出て自立しており、何の心配もいらないよ」「自分達は親としての責任を2人で果たせて良かったね」と妻が気にせず死んでいけるような話をずっとした。それから、人を呼んでの葬式では亡くなった人は放って置かれ、遺族は弔問客のお相手だけで終わってしまうため、本当の意味の葬式にはならないところから「妻の葬式には誰も呼ばない」「私と子供たちだけで妻を送ろう」「妻が亡くなったときは、自分の兄弟も妻の兄弟も全部断ろう」と決め、8月5日深夜妻が息を引き取ったが、決めていたとおり家族だけで妻を送った。妻は故里に帰ったんだ、いずれは自分も故里に帰るのだから悲しんではいけないと思い、子供たちにもお母さんには「ありがとう」と言って送ろうと話していたので葬式の時にも本当に笑いが止まらない状況であり、そんな送り方をした。

○ 今後の自分の人生について

60歳になって、妻の3回忌を終え今度は自分のために生きる人生を考えることにし、私は魚釣りが好きなので、「それでは南の島で釣り三昧、温泉三昧をしてやろう」と思い、現在鹿児島に住んでいる。

○ 人間の思いについて

私の知人が昨年急に具合が悪くなり、検査の結果脳に腫瘍ができており更に末期の肺ガンとわかったが、その時知人は落ち込まず、「自分で作ったのだから自分で治せばいい」と考え実行した。脳腫瘍はコバルト照射、肺ガンは抗ガン剤で治療した。抗ガン剤を飲むときは、「自分の肺ガンにだけ作用して他には何も影響はない」「抗ガン剤さんありがとう」と思いながら飲み続けた。私は何を言いたいのかということ、それは「思いが大事」だということである。知人は、「抗ガン剤は自分のガンにだけにしか効かない」「絶対に副作用はない」との強い意思を持って治療を受けており、現に副作用もなく脳の腫瘍も消えており、腰に移った腫瘍も消え、肺のガンも10分の1に減っている。半年の寿命と言われた人が、1年たっても元気であり、それは思いがあるからである。人は強い思いをもった方に行くということであり、知人は「絶対に治すんだ」との思いで過ごしている。

○ 加害者に対する考えについて

私も「自分の人生楽しんでいいのではないかと」思っており現に楽しんでいる。また犯罪被害者になっという「恨むことは何もならない」「人を恨む人生は楽しいものではない」「人生いつまで生きられるかわからない」「5年恨めば5年自分の人生はつまらなくなってしまう」ということに気づき、だから恨むことを止めた。今ではオウム脱会者と友人となり交流をしており、なぜこのようなことをしたのかを直接聞いている。加害者と対峙するばかりが被害者ではいけない。加害者を許してやることで心が優しくなり、そして人生を楽しんだ方が良いのではないかと考えている。

○ 終わりに

時間が来たのでこれで終わるが、「思いが大切である」「恨むことは楽しくないですよ」「人生楽しもう」というのを私の最後のメッセージとして終わりたいと思う。

長崎犯罪被害者支援センターの運営を支えてくださる皆様 ～心より感謝申し上げます～

会 員 ・ 寄 付 者 一 覧 表 (平成24年10月～2月受付分)

(芳名掲載を了承して頂いた方、団体のみを掲載させて頂きました。順不同、敬称省略)

〈正 会 員〉

飯田 直樹
岩永眞智子
大西由紀子
小栗万里子
川添 志
北爪 宏明
瀬戸口智彦
(せとぐち医院)
竹下 裕紀
谷口 栄子
中野 明人
永田 吉朗
福島 正子
本田 龍一
蒔田 豊
宮原 福子
山田 哲朗
医療法人判師会 愛野記念病院
株式会社 オーケーモータース

〈個人賛助会員〉

相川 光正
新 辰也
大坪 義昌
尾下 進
鈴木 弘之
高比良芳紀
中川 恵子
西村 康治
濱田 博之
深山 和子
三浦 晋
三好 徳明

前田 康弘
森田 孝行
増永恵以子
(有)県央広域事業センター)
宮村 庸剛
(宮村産婦人科医院)
吉房 洋

〈団体賛助会員〉

西部ガス(株)長崎支社佐世保支店
南島原市交通安全協会
株式会社荒戸産業
島原市交通安全協会
有限会社オートサービスふじい
医療法人医理会 柿添病院
医療法人協生会 品川病院
社会福祉法人南高愛隣会
佐世保市タクシー協会
(会長 川添 忠彦)
長崎魚市株式会社
特定非営利活動法人障がい者後見・
支援センター「あんしん家族」
(理事長 田中 龍彦)
医療法人社団 康仁会林医院
一般社団法人 五島市交通安全協会
長崎県医師会
有限会社リサー子長崎
浦上地区職域生活安全協議会
浦上地区金融機関防犯協会
佐世保卸団地協同組合
諫早市暴力追放運動推進協議会
諫早市警察官友の会
学校法人青雲学園
松浦地区警察官友の会

株式会社親和テクノ
株式会社橋高 (代表取締役 橋高 克和)
社団法人 長崎県歯科医師会
長崎船舶装備株式会社
社団法人 長崎県警友会連合会
ホテルニュー長崎
吉川建設株式会社
九州液化瓦斯福島基地 株式会社
長崎ダイヤモンドスタッフ(株)
(第三セクター職業訓練法人)
長崎能力開発センター
株式会社丸政水産
長崎市遊技場組合
西海地区警察官友の会

〈寄 付 者〉

本多 朗
吉村 博哉
塩飽 志郎
諫早西ロータリークラブ
山田 勝也
鍵原 行雄
長崎県警察本部犯罪被害者支援室
鈴木 弘之
佐世保地区防犯協会
田中会計事務所 田中 紀男
長崎地区警察官友の会
佐世保市警察官友の会
井上産婦人科 井上 哲朗
小野由利子
宮田 雄吾
安永 弘幸
雲仙市警察官友の会
長崎北ロータリークラブ

賛 助 会 員 入 会 等 の ご 案 内

長崎犯罪被害者支援センターの活動を支えてくださる賛助会員を募集しています。

私たちの活動は、賛助会員の会費や寄付金で成り立っています。ご賛同いただける新規会員の入会またはご寄付をお待ちしています。賛助会員・寄付者の方には、年2回会報誌を送付いたします。

賛助会員について(年額)		寄付について	郵便振込	
個人賛助会員	1口 3,000円/年	金額の多少にかかわらず、 随時受け付けております。	口座 番号	01730-8-102986
団体賛助会員	1口 10,000円/年		加入 者名	
※1口以上、何口でも結構です。				

会報へのご芳名掲載を希望されない方は、通信欄にその旨記載をお願いします。専用振込用紙ご利用の方は申し込んで下さい。

<事業報告> 相談支援・広報(講演)及び大きな広報活動

■相談・支援実績報告

(24年4月～25年2月末現在)

電話相談		面接相談	直接支援	計	相談者居住市町村(判明分)	
相談受け	相談者との連絡調整				長崎市	その他
219	96	56	97	468	長崎市 47、佐世保市 10、島原市 2、諫早市 8、大村市 3、五島市 2、雲仙市 2、松浦市 1、南島原市 1、時津町 1、長与町 6、新上五島町 1、他県 1 他地域不明など	

■直接支援区分

警察関連	裁判所関連	検察庁関連	弁護士	病院・臨床心理士	自宅訪問	自助グループ	その他	計
7	10	8	2	6	5	10	49	97

■学校等講演実績報告

(24年4月～25年2月末現在)

学校講演	回数	内容	受講者数
26校	内:中学校 19校(公立)、高等学校 7校(公立6校、私立1校)		8,702名
実施市町	長崎市 8、佐世保市 2、諫早市 4、大村市 1、島原市 1、南島原市 1、西海市 1、壱岐市 2、対馬市 4、佐々町 1、川棚町 1		
その他の講演	32回	特別講演会、中学校PTA総会、交通安全大会、被害者支援ネットワーク会議、少年院、刑務所ほか	1,661名

平成24年度(10月～H25年2月)広報活動実施状況

期 日	活 動	場 所 等	時 間	内 容
10月～12月	ラジオ広告	FM長崎:FMヒットパレード内	毎週土曜日・日曜日の夕方	
11月21日	犯罪被害者週間キャンペーン	長崎駅前 かもめ広場	12:15～13:00	広報グッズ等配付
11月25日	国民のつどい長崎大会	NCC&スタジオ	13:30～17:00	広報グッズ配布(大会内容:犯罪被害者等による人形劇、講演、パネルディスカッション、ハンドベルなど)
12月1日	犯罪被害者週間キャンペーン・募金活動	長崎市浜の町アーケード	12:00～13:00	少林寺拳法長崎市連盟協力による募金活動
12月9日	人権フェスティバル	松浦市文化会館	12:00～16:30	広報グッズ配布、アンケート
1月18日	県警年頭視閲式	長崎市総合運動公園(かきどまり)	10:00～11:00	広報グッズ配付
2月16日	県警音楽隊定期演奏会	長崎市公会堂	13:30～16:00	パネル展示、広報グッズ配付

その他 ・センターホームページに年に数回、支援の事例を掲載しています。
 犯罪被害者支援員等の方の支援状況が垣間見える紹介となっています。
 被害者の方により信用・信頼していただけるようにとの思いも載せて紹介しています。

第12期生 被害者支援員(ボランティア)養成講座のご案内

目 的	犯罪被害者等を支援するボランティアとして活動できる人材を育成します。		
期 間	平成25年6月～11月(月2回 第2・第4土曜日午後開催)		
場 所	長崎被害者支援センター研修室(長崎県交通産業ビル4階(長崎駅前))		
応募資格	年齢20歳以上の心身共に健康な方で、講座終了後に電話相談等にボランティアとして月1回以上平日3時間程度従事、また広報活動等へ参加可能な方		
応募方法	履歴書(写真は顔が分かるスナップ写真可)と課題「志望動機及び支援について思うこと」(作文400字程度)を郵送してください。 郵送先:〒850-0057 長崎市大黒町3番1号 交通産業ビル4F 長崎犯罪被害者支援センター		
応募期間	平成25年4月15日～5月20日まで	受講料	無 料
そ の 他	5月末に第1次審査(書類)を行い、受講生を決定次第個々に連絡します。		
備 考	書類審査を経て面接詳細は事務局またはセンターホームページでご確認ください。 TEL 095-820-4978を行います。(面接日程等は後日連絡)		



編集・発行
 〒850-0057 長崎市大黒町3番1号 交通産業ビル4階
 公益社団法人 長崎犯罪被害者支援センター
 TEL/095-820-4978 FAX/095-820-4377